

第7回富岡町復興整備協議会 議事録

会 議 名	第7回富岡町復興整備協議会特別会議	
日 時	平成30年5月30日(水) 午後13時48分～午後14時08分	
場 所	県庁本庁舎2階 第1特別委員会室	
復興整備事業	(1)4haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更について	
出 席 者	復興庁	福島復興局 参事官 北市 豊和
	農林水産省	東北農政局 農村振興部 農村計画課 課長 佐藤 吉治
	富岡町	企画課 課長 原田 徳仁
		教育総務課 課長 飯塚 裕之
		教育総務課 生涯学習係 係長 三瓶 秀文
	福島県	企画調整部土地・水調整課 課長 坂内 健二
		企画調整部地域政策課 総括主幹 武林 祥雄
		農林水産部農業担い手課 課長 和田山 安信
		土木部 都市計画課 課長 服部 雅道
		土木部 まちづくり推進課 主幹 高萩 俊

協議内容

1. 開会(進行:富岡町企画課 主幹)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開の有無について(公開)
- ・傍聴の注意事項
- ・議長紹介

富岡町復興整備協議会規約第7条の規定により、富岡町長の代理人の富岡町企画課長が議長となる。

2. 議長あいさつ(議長:富岡町企画課長)

3. 現状と課題

(議長:富岡町企画課長)

それでは、富岡町の現状と課題について、富岡町から説明願います。

(説明者:富岡町教育総務課 生涯学習係長)

それでは、富岡町の現状と課題についてご説明申し上げます。

【別紙、「現状と課題」により説明】

(議長:富岡町企画課長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

4. 議事

(議長:富岡町企画課長)

それでは、議事に入ります。前回、協議会会議を平成29年10月11日に開催し、富岡町復興整備計画の変更についてお諮りしたところでありますが、本日は、その計画の変更について、お諮りします。追加・変更点は1点でございます。

復興整備事業である富岡町アーカイブ施設整備事業の実施にあたり、4haを超える農地転用が必要となることから、これを記載した土地利用方針の変更について、お諮りします。

なお、協議の進め方ですが、富岡町から計画変更の概要と事業内容について説明の後、土地利用方針について、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますので、同意について確認させていただきます。

それでは、富岡町から復興整備計画変更(案)概要について説明願います。

(次頁に続く)

(説明者:富岡町教育総務課 生涯学習係長)

富岡町復興整備計画(案)についてご説明申し上げます。

◆「富岡町アーカイブ施設整備事業」に関する説明

＜事業内容・計画変更・構想図・総括図・様式8号に関する説明＞

(議長:富岡町企画課長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

(議長:富岡町企画課長)

特に意見がないようなので、土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっております。

東北農政局の佐藤農村計画課長 様

土地利用方針の変更について、同意することにご意義はございませんか？

(東北農政局 農村計画課長)

ご説明のありました、土地利用方針の変更につきましては、異存ございません。

(議長:富岡町企画課長)

ありがとうございました。土地利用方針の変更につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。以上で議事を終了いたします。

なお、本日協議しました「富岡町復興整備計画変更案」については、異議ないものとし、復興特区法第50条第1項の規定に基づき、公表することで、農地転用の許可について、農林水産大臣の許可があったものとみなされます。

計画変更については、5月31日(木)に町HP等で公表したいと考えております。

これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。円滑な審議にご協力いただきありがとうございました。

5 閉会 (司会:富岡町企画課 主幹)

【協議結果】

4haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。